

第2次鴨川市学校適正規模検討委員会第1回会議次第

日時：平成24年5月10日（木）

午後7時00分から

場所：天津小湊支所 2階会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 役員選出
- 6 諮問
- 7 議事
 - (1) 江見及び天津小湊地区学校施設等の現状と課題
 - (2) その他
- 8 閉会

第2次鴨川市学校適正規模検討委員会委員名簿

No.	関係機関等	所属等	氏名	備考
1	市議会議員		鈴木 美一	文教厚生常任委員長
2	市議会議員		大和田悟史	
3	市議会議員		谷 一浩	
4	学校教育関係者	天津小湊地区 小学校長代表	高橋 亨	天津小学校長
5	学校教育関係者	江見・太海・曾呂地区 小学校長代表	佐川 仁	太海小学校長
6	学校教育関係者	天津幼小PTA代表	市川 由紀	
7	学校教育関係者	小湊幼小PTA代表	藪中 隆志	
8	学校教育関係者	江見幼小PTA代表	福原 政幸	
9	学校教育関係者	太海幼小PTA代表	永名亜由美	
10	学校教育関係者	曾呂幼小PTA代表	川股 盛二	
11	児童福祉関係者	保育園長代表	粕谷真理子	田原保育園長
12	地元自治会関係者	江見地区区長	山口 眞一	
13	地元自治会関係者	太海地区区長	川上 一之	
14	地元自治会関係者	曾呂地区区長	金井 美鶴	
15	識見を有する者	天津地区有識者	栗本 昭	
16	識見を有する者	小湊地区有識者	梶 恵子	
17	識見を有する者	公募	久根崎克美	
18	識見を有する者	公募	森谷 義眞	

＜任期＞平成24年5月10日から諮問に係る調査及び審議が終了するまで

第2次鴨川市学校適正規模検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江見地区及び天津小湊地区における幼児及び児童の教育環境並びに教育施設の今後のあり方を検討するため、第2次鴨川市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問を受け、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 市が江見地区及び天津小湊地区に設置する幼稚園及び小学校（以下「学校」という。）の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 学校の施設整備に関すること。
- (4) 学校の管理運営方針に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学校教育関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 地元自治会関係者
- (5) 識見を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、関係者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。